

随意契約（相手方指定）調書

件名	あらかわりサイクルセンターにおける再生資源中間処理事業及び運営等業務委託	5200211
工（納）期	令和4年4月1日～令和7年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額85,044,557円（消費税込み）	

契約相手方	荒川区リサイクル事業協同組合 (法人番号：4011505000810)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価・単価による複合契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>あらかわりサイクルセンターにおける再生資源中間処理事業及び運営等業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 荒川区リサイクル事業協同組合 所在地 東京都荒川区東日暮里一丁目40番5号 代表者 理事長 大久保 信隆</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、あらかわりサイクルセンターの再生資源の中間処理事業及び施設運営等の業務を委託する契約である。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、相手方として上記業者を指定している。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記組合は、あらかわりサイクルセンターの再生資源の中間処理事業及びリサイクルに係る普及啓発事業を協働して運営するため、平成28年9月9日付で荒川区と協定を締結している。同組合がこれまで区と連携し、資源回収・リサイクル事業を担ってきたこと等を踏まえ、確実に業務を遂行できると判断したうえで締結に至ったものであり、協定書では、上記組合を相手方とし本件の委託を行うことを定めている。</p> <p>リサイクル事業は区民生活に密着した事業であるため、資源の収集運搬との連動性、過去の事業実績、専門性を考慮し、区の地場産業である再生資源業の事業者で構成されている上記組合に一連の業務を委託することにより、安定的で円滑な資源回収の実施が期待できる。</p> <p>平成12年に清掃事業が都から区へ移管されて以降、同組合は荒川区の資源回収・中間処理を受託しており、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記組合を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>